

2018年9月



# 葵総合経営センターだより

## 特集

### 消費税の軽減税率について

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「秋桜」 葵総合経営センター 近川 純那 撮影

## 目次

- |   |                       |    |                     |
|---|-----------------------|----|---------------------|
| 2 | AIによる無人化・自動化          | 9  | 民法改正（6）賃貸借契約        |
| 3 | 消費税の軽減税率について          | 10 | （随想）「サマータイム」には反対です！ |
| 6 | 未適用事業所の適用促進強化         | 11 | 康友会ゴルフ・税務労務         |
| 7 | ティール組織<br>新しい組織の在り方！？ | 12 | ご案内                 |
| 8 | 「RPA」の広がりと各国の特徴       |    |                     |

# AIによる無人化・自動化

センター代表 杉浦 康晴

今年の夏の暑さは大変厳しく、名古屋でも観測史上初の40度超えの最高気温40.3度を記録するなど各地で最高気温を更新しました。この暑さで体調を崩された方も多いのではないのでしょうか。

ようやく少しずつではありますが厳しい暑さも緩み、過ごしやすくなってきました。これからは行楽にスポーツ、読書にグルメに楽しみな季節となります。当センターでも「秋の高山祭の旅」を企画しておりますので一緒にお楽しみいただきたいと思います。

さて、最近の人手不足問題や人件費増による経営圧迫の問題に対応すべく、無人化サービスのビジネスがますます加速しております。労働人口が減り、超高齢化社会に入っていく中で求人需給バランスが崩れていくことは一目瞭然です。人手不足がますます進んでも給与をずっと上げ続けることは困難です。固定費を上げることで企業の収益が悪化し、企業維持ができなくなるとは本末転倒です。からいかに効率よく収益を上げていくかを考えていかねばなりません。

そのためにもサービスの品質、内容を均一にそして低コストで提供するためにも無人化サービスを利用していくことはますます必要になっていきます。すでにスーパーや小売店では無人レジを導入しており、飲食店でもタッチパネルで注文できるシステムは増加しています。スポーツジムなど無人の時間を作ることで人件費等コストを抑え、低価格で

サービスを提供する企業も急激に増えてきました。利用者にとっては低価格で同じサービスが受けられるのであればメリットが大きく、今後もますます増加するものと思われます。

医療・介護業界でも人手不足は深刻で、今後この問題の解消の見込みは薄いため、ロボットの導入を検討するというケースが増えています。そうはいつてもサービス提供をロボット任せにする訳ではないため、顧客がサービスに何を求めているかをしっかり見極めなければなりません。システムとして無人化・自動化することは簡単でもスタッフの経験、その経験から得る勘や知識など習熟度が必要になってくる場合に対応できるのか等、先々に発生しそうな課題も懸念されます。AIによる無人化・自動化は当たり前前の時代に入りますが、逆に人に頼るべきところをしっかりと押さえることは企業としてのクオリティ維持、向上していく上で必要となるでしょう。

AIによる無人化・自動化は顧客のニーズの把握、自社の方向性等、また収益も含めて計画的にかつスピーディーに対応していくことが求められています。時代の流れに乗りつつ、この流れをビジネスチャンスとしていきたいものです。

# 消費税の軽減税率について

葵総合税理士法人 税務会計部 三宅 由里

平成31年10月1日より、消費税の消費税率が8%から10%に変更されると同時に、ある特定の品物を対象に、消費税率を8%のままで計算する軽減税率が適用されます。

《何が軽減税率の対象になるの?》

## 軽減税率対象物

### ①食品表示法に規定する飲食料品等と一体資産 (※)

- ・ 宅配 ・ テイクアウト ・ 有料老人ホームでの飲食料品の提供 ・ 出前
- ・ 飲食料品を販売する際に使う包装材料, 容器 ・ 屋台の軽食 (飲食設備が無い場合)
- ・ コンビニのイトインで持ち帰りの容器に入っている食品

※一体資産とは、お菓자에付随するおまけのように食品と食品以外の資産が一体である資産です。条件…税抜価額が1万円以下で、食品の占める割合が3分の2以上の資産

### ②新聞…定期購読契約に基づき、週2回以上発行されるもの

## 軽減税率対象に含まれない物

- ・ 酒税法規定の酒類 ・ レストラン等での外食 ・ 贈答用の包装(有料)
- ・ ケータリング ・ 出張料理 ・ 医薬品 ・ 医薬部外品
- ・ コンビニのイトインコーナーでの飲食前提の飲食用品

《帳簿や請求書の変更は必要ですか?》

消費税の税率が平成31年10月1日から変更されるため、複数の税率が混在する事になります。その為、軽減税率対象商品の売上や仕入がある事業者の方は、帳簿・請求書の保存方式が変更になります。具体的な名称は区分記載請求書等保存方式と言います。

区分記載請求書等保存方式 期間 平成31年10月1日～平成35年9月30日

《事業者がやらなければならないことって?》

飲食料品の売上げ・仕入れ両方ある課税事業者…区分経理や、区分記載請求書等の交付  
 飲食料品の仕入（経費）がある課税事業者…仕入についての取引ごとの税率による区分経理  
 免税事業者…課税事業者との取引を行う際、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

※免税事業者から仕入れたとしても、区分記載請求書等の保存は必要です。

### 《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX年		摘要	税区分	借方 (円)
月	日			
11	30	△△商事㈱	11月分 日用品	10% 88,000
11	30	△△商事㈱	11月分 食料品	8% 43,200

### 《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
機〇〇御中		△△商事㈱
		平成XX年11月30日
11月分 131,200円（税込み）		
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	お弁当	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

※仮に仕入先からの請求書に軽減税率や、税率ごとに区分し合計した税込対価に関する記載が無かった場合、交付を受けた事業者自らが、取引の事実に基づいて追記する事が可能です。

※平成35年10月1日以後は「区分記載請求書等保存方式」から「適格請求書等保存方式」へ変更となりますが、今回は説明を割愛致しました。

《制度対応に伴う経費の一部を補助する制度はありませんか?》

消費税の軽減税率の制度が始まり、請求書等の保管様式も変化します。その対応が必要となる事業者等の方には、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金という制度が有ります。

---

## 軽減税率対策補助金 申請類型

A型…複数税率でも計算出来るレジの導入や、既存のレジの改修に対する補助金

B型…電子的な受発注システムの機能の改修に対する補助金

補助対象経費に補助率を乗じた額が上限額を超えない事が条件です。

### A-1 レジ導入型

1. レジ本体機器 補助金上限額 1台あたり上限20万円  
補助率 レジ1台と付属機器等を導入し、その合計金額が  
3万円未満の場合 4分の3  
レジ2台以上またはレジ1台のみと付属機器の合計額が  
3万円以上の場合 3分の2
2. 設置に要する経費 補助金上限額 導入するレジの台数×20万円 補助率 3分の2

### A-2 レジ改修型

1. レジ改修費 補助金上限額 1台あたり上限 20万円
2. 商品マスタのフォーマット改修や設定変更に要する費用 上限額は1と同様
3. レジ専用ソフトウェアの改修費用 上限額は1と同様  
補助率は、1～3の全てが3分の2です。

### B-1 受発注システム・指定事業者改修型

(小売事業者等の) 発注システムの場合 上限額は1,000万円

(卸売事業者等の) 受注システムの場合 上限額は150万円

発注システムと受注システム両方の場合 上限額は1,000万円

補助率は全て3分の2です。

B-2 受発注システム・自己導入型 B-1と同様になります。

### <出典>

軽減税率 国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/05.pdf>

軽減税率対策補助金 <http://kzt-hojo.jp/>

よくわかる 消費税 軽減税率制度 国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018006-112.pdf>

まるわかり 軽減税率 <https://keigen.smaregi.jp/>

---

# 未適用事業所の適用促進強化

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

全ての法人事業所（事業主のみの場合も含む）と、5人以上の常勤労働者のいる個人事業所（一部の業種を除く）は、役員及び一般労働者を健康保険・厚生年金保険の被保険者として資格取得の届出を行う義務があります。特に常勤者（目安は週30時間以上の勤務者）5人未満で開業した個人事業所は、従業員が増加し、常勤者が5人以上いることが常態となった場合には、届出が必要となることを留意しておいて下さい。

## ◆社会保険未適用事業所に対する適用促進

上記の事業所で法的に資格取得すべき人がいながら、違法にその適用・資格取得届をしていないと思われる事業所が未だに多数あり、国は強力な指導に乗り出す方針であることを発表して3年が経過しました。対象事業所の抽出については、厚生労働省が国税庁の所有している事業所情報の提供を受け、従業員へ給与を支払っていることを把握して、社会保険未適用事業所との照合を行い、適用促進の取組を進めてきましたが、その指導は急激に厳しさを増してきました。

従来は、事業所へ通知を行い、回答を受け、自主的な届出を事業所に促すことで終わらせていましたが、近年は再度「通知案内文書」を送付し、それに対する回答や届出が無い場合には年金事務所への「来所通知書」を発信し、正当な理由もなく来所の無い事業所へは、本来の保険取得すべき人々の権利を保護するため、法的措置として立ち入り検査・指導を行い、最終的に強制加入させる方針です。

## ◆保険資格取得者の要件

取得要件については、法人の役員と一般労働者で基準が異なります。

①法人の役員の場合・・・勤務時間・日数に関係なく原則として社会保険の取得義務があります。ただし、次の場合は例外的に保険取得の対象外となります。

- ・常勤役員であるが、役員報酬が0円の場合。又は75歳以上の後期高齢者の場合。

法人の事業主たる代表者（代表取締役等）については、「非常勤」という形態はとれないため、役員報酬が0円である場合や、75歳以上であること以外は必ず保険取得する必要があります。（非常勤の役員は、報酬額が有りのとき保険取得者となる場合があります。）

②一般労働者の場合・・・常勤者は保険取得者となります。パートタイマーが保険取得者となる判断基準は、常勤者の労働時間数・日数の何れも4分の3以上働いている場合に保険取得者となります。つまり、1日の基本労働時間が8時間で、週5日勤務の週40時間の会社ならば、その4分の3である週に30時間（※）ほどの勤務であれば保険取得者になります。

（※）平成28年10月からは従業員が501人以上の会社では週20時間以上が目安です。